

2025年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：袋井市

I 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.4%
全職員	84.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	100.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.7%
31～35年	92.4%
26～30年	90.5%
21～25年	94.1%
16～20年	87.3%
11～15年	89.7%
6～10年	84.9%
1～5年	84.1%

【説明欄】

・役職段階別について、本庁部局長・次長相当職に女性の職員がいないため、記載なし。
・任期の定めのない常勤職員について、女性職員の育児休業及び部分休業取得率が男性職員と比較して高いことから差異が生じている。

2025年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：袋井市森町広域行政組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	116.6%
全職員	99.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	94.7%
26～30年	97.7%
21～25年	83.0%
16～20年	-
11～15年	88.9%
6～10年	-
1～5年	95.2%

【説明欄】

- ・役職段階別について、本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職に女性の職員がいないため、記載なし。
- ・勤続年数別について、36年以上、16～20年及び6～10年区分に女性の職員がいないため、記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

2025年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中東遠看護専門学校組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	91.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	106.0%
本庁課長補佐相当職	111.8%
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	107.3%
26～30年	113.6%
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	113.3%
1～5年	89.9%

【説明欄】

・全職員に係る情報について、任期の定めのない常勤職員以外の職員に男性の職員がいないため、記載なし。
 ・役職段階別について、本庁部局長・次長相当職、本庁係長相当職に男性の職員がいないため、記載なし。本庁係長相当職に女性の職員がいないため、記載なし。
 ・勤続年数別について、36年以上、21～25年、16～20年及び11～15年区分に男性の職員がいないため、記載なし。36年以上に女性の職員がいないため、記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。